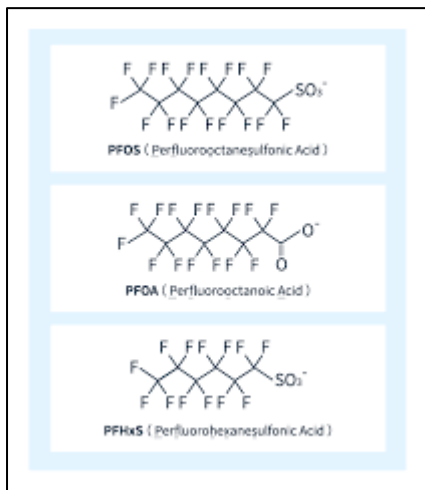


京都府各所でPFAS検出！

全国各地で発がん性が問題になっている有機フッ素化合物のPFASが、京都府内でも国の決める暫定目標値以上の値が検出され、問題となっている。暫定目標値は、1リットル当たり50ナノグラム。京都府内では、9～10月にかけて城陽市、京田辺市の井戸で目標値の2倍以上の値を確認した。すでに使用禁止の処置はとられたが、国内法では規制が存在せず、汚染源の特定も難しい化合物の対策に頭を悩ましている。



＜解説＞PFASとは、炭素とフッ素が結びついた有機フッ素化合物。ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の2種類がある。天然には存在せず、人工的に製造された化合物である。用途としては、水や油をはじくフライパンのコーティングや衣類の防水加工剤、ハンバーガーの包装紙、泡消火剤などに使用されている。自然界では分解されず、生物の体内に蓄積されやすい。国内での製造は禁止されているが、これまで使用された場所(空港、化学工場、米軍基地)などの周辺で検出されている。水道法では毒性や環境への影響が明確ではなく、目標値を超えても数値の公表や改善は努力義務の範囲にとどまっている。京都府では、2020年度から府内5つの市町村で目標値を超える値を検出している(綾部、宇治、城陽、八幡、京田辺)。特に、昨年綾部市での調査では2800ナノグラムという異常に高い値を検出した。

仮に発生源が特定されても、法的な根拠がない現在では規制はできず、指導も難しい。岡山県の吉備町では浄水場で異常値を検出したので、公費による住民の血液検査を実施している。専門家の見解では、過去にフライパンや泡消火剤に規制がなかった時代に製造されたPFASが最終処分場や工場排水から流出し、それらを原水とする浄水場で除去できなかった可能性がある」と指摘する。体内に入ると蓄積し、



ある程度の発がんリスクが上昇すると言われている。水道水事業は市町村の管轄になり、発生源の特定は都道府県の管轄になる。京都府内では、数か所で目標値を超えている場所があり、さらなる調査範囲の拡大が求められている。決定的な決め手がない有機化合物の規制に対し、国が本腰を入れて取り組まないと、手遅れになるとおおごとになってしまう。環境庁などの迅速な行動、対策、決断が求められている。京都府でも今後府内多くの場所で目標値を上回る検査結果が頻出するような事態になると、放置はできなくなる。汚染源が特定できない、原因がわからないというやっかいな化合物に振り回されるに違いない。